

南三陸町の防災・減災の考え方(案)

		【レベル1】津波防護レベル 海岸保全施設の設計で用いる津波高さ、数十年から百数十年に一度の津波を対象とし、人命及び財産を守るレベル (これまでの津波) 明治三陸津波【1896年】、昭和三陸津波【1933年】、チリ地震津波【1960年】	【レベル2】津波減災レベル レベル1をはるかに上回り、構造物対策の適用限界を超過する津波に対して、人命を守るために必要な最大限の措置を行うレベル (これまでの津波) 東日本大震災津波【2011年】
防潮施設整備		<ul style="list-style-type: none"> 宮城県沖地震の長期評価において30年の間に90%を超える確率で地震(単独・連動)が発生する可能性がある。 近い将来発生が予想される宮城県沖地震の津波を想定した防潮施設を整備する。(概ね7mの高さ) <p>論点 : 防潮施設の復旧 or 防潮施設の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災津波の高さ(概ね15~20m)を対象とした防潮施設の本整備は、海岸の環境・利用に及ぼす影響、費用面などを考慮すると現実的でない。 避難を基本として、土地利用、避難施設整備など様々な施策を講じ、総合的な対策を図る。
土地利用	産業(生業)	<ul style="list-style-type: none"> 防潮施設の本整備により津波から人命・財産は守られる。 防潮堤の外側の漁業関連施設については、迅速に復旧できるように、流出、破壊されないような構造とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 津波が防潮堤を越流し、産業関連施設が浸水することが想定される。 避難路、避難場所(避難塔含む)、災害情報関連施設などを適切に配置し、従業者や来訪者などの安全かつ円滑な避難行動を促す。 津波対応型の産業施設の本整備を促す。
	居住	<ul style="list-style-type: none"> 防潮施設の本整備により津波から人命・財産は守られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水が想定される地域への居住を原則規制する。高台居住(×:高盛土) ただし、産業・観光エリアにおいて店舗兼住宅、民宿など産業特性上、低平地への居住を求められた場合は、個別に避難計画、建築計画などを確認した上で判断する。 また、浸水地域でも津波高さ以上に避難することができる津波対応型建築物に居住する場合も個別に判断する。 <p>論点 : 完全高台居住 or 条件付低平地居住</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域防災機能の強化、孤立集落の回避を図るため、集落(コミュニティ)の再編も視野に入れて、居住地を配置する。
交通体系		<ul style="list-style-type: none"> 防潮施設の本整備により津波から人命・財産は守られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 国道45号やJR気仙沼線(駅含む)など南三陸町の骨格となる施設については、津波被害により機能が停止しないような配置とする。 津波被害により集落が孤立しないように、国道45号、398号などの幹線道路にアクセスするための道路を確保する。幹線道路までの距離が遠い集落などについては、緊急離着陸用のヘリポートを確保するなどの工夫を図る。
都市機能 (公共公益施設)		<ul style="list-style-type: none"> 防潮施設の本整備により津波から人命・財産は守られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 役場、病院、学校など災害時の拠点となる重要な施設は、高所に配置する。 施設間の機能連携や住民利便性等を考慮し、施設集約など適正な配置を図る。

